

平成27年度

政策提言等に関する報告

平成28年3月15日

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会

はじめに

当委員会は、地方分権が進展する中、県議会の政策立案機能等の充実・強化を図るため平成19年度から毎年度設置され、提言を行ってきたが、平成27年度も新たな委員で政策提言案の検討等に取り組んだ。

全議員を対象にした政策提言等に関する意向調査を行った上で、平成27年6月17日に第1回委員会を開催して以来、10回に及び委員会を開催し、その間、現状や課題等の把握を行い、対応策や提言内容について委員間で論議を重ねてきた。

その結果、「健康寿命を延ばすための口コモ予防の推進」について提言案を取りまとめるとともに、「自転車の安全利用に関する条例」を議員提案で制定すべきとの報告を行った。

本報告書は、平成27年度の当委員会の検討経過及び結果等について、取りまとめたものである。

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会	委員長	永田 憲太郎
	副委員長	前野 義春
	委員	中村 素子
	委員	宝来 良治
	委員	伊藤 浩樹
	委員	東 清剛
	委員	向井 たかまる
	委員	長田 康秀
	委員	大久保 博文
	委員	禧久 伸一郎
	委員	まつざき 真琴
	委員	桑 鶴 勉
	委員	成尾 信春

目 次

1 委員会の活動経過	1
（1）委員会の行う検討・調査事項	1
（2）議員への意向調査の実施	1
（3）検討項目の決定	1
（4）委員会の開催状況	2
（5）検討結果の概要	3
2 提言等	3
（1）「健康寿命を延ばすための口コモ予防の推進について」（政策提言）	
（2）「自転車の安全利用に関する条例の制定について」（政策条例の 対象項目）	

1 委員会の活動経過

(1) 委員会の行う検討・調査事項

- ① 議会が知事等に対して行う政策提言案
- ② 議員による政策条例の対象とすべき事項

(2) 議員への意向調査の実施

平成27年6月、全議員を対象にした政策提言及び政策条例に関する意向調査を実施したところ、県政全般にわたる20件の提案がなされた。

提案項目件数・・・・・・・・ 20件（18件）

- 〔 ・ 政策提言・・・・・・・・ 14件（12件）
- 〔 ・ 政策条例・・・・・・・・ 6件（ 6件）

※（ ）は重複を除いた件数

(3) 検討項目の決定

意向調査の結果等も踏まえ、当委員会の検討項目を次のとおり決定した。

- ① ココモ予防の推進
- ② 自転車の安全利用に関する条例

(4) 委員会の開催状況

平成27年6月17日に第1回委員会を開催して以後、委員会を10回開催した。委員会では、検討項目ごとに担当委員が課題等の説明を行うほか、県当局（保健福祉部、県民生活局、教育庁及び警察本部）からの現状等の聴取も実施して、委員間で議論を行った。

なお、関係の常任委員会委員長にもオブザーバーとして出席を求めた。

平成27年度政策立案推進検討委員会の開催等状況

月 日	会議名等	協議内容等
H27. 6.17	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選出 ・検討の進め方等について
H27. 6.18	意向調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全議員を対象とする意向調査
H27. 6.24	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目について
H27. 7.13	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「口コモ予防の推進」について（保健福祉部から現状等の聴取）
H27. 8. 7	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「口コモ予防の推進」について
H27. 9. 8	第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「口コモ予防の推進」について
H27. 9.16	第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「口コモ予防の推進」について
H27. 9.28	第7回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「口コモ予防の推進」について
H27.10. 1	議長への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康寿命を延ばすための口コモ予防の推進について」
H27.10. 9	議長から知事への提言（副議長，正副委員長同席）	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康寿命を延ばすための口コモ予防の推進について」
H27.11.27	第8回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「自転車の安全利用に関する条例」について（県民生活局，教育庁，警察本部から現状等の聴取）
H28. 1.25	第9回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「自転車の安全利用に関する条例」について
H28. 3. 7	第10回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「自転車の安全利用に関する条例」について ・「政策提言等に関する報告」について
H28. 3.15	議長への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・「自転車の安全利用に関する条例」について ・「政策提言等に関する報告」について

(5) 検討結果の概要

「健康寿命を延ばすためのロコモ予防の推進」について知事に提言すべきとし、「自転車の安全利用に関する条例」について議員提案による政策条例の制定に取り組むべきとした。

2 提言等

(1) 「健康寿命を延ばすためのロコモ予防の推進について」(政策提言)

※ 平成27年10月1日に議長へ報告

別紙1のとおり

※ 平成27年12月18日に本会議場においてロコトレ実技講習を実施

(2) 「自転車の安全利用に関する条例の制定について」(政策条例の対象項目)

※ 平成28年3月15日に議長へ報告

別紙2のとおり

健康寿命を延ばすためのロコモ予防の推進について

1 提言の背景

(1) ロコモについて

「ロコモティブシンドローム（以下「ロコモ」という。）」とは、骨、関節、筋肉、神経などの身体を支えたり動かしたりする運動器のいずれか、若しくは複数に障害が起き、立つ、歩くといった移動機能が低下している状態のことをいい、その主な要因は、「バランス能力の低下」や「筋力の低下」、「骨・関節の疾患」にあるといわれている。

ロコモが進行すると要介護や寝たきりになる可能性が高くなるが、介護・介助が必要になった理由についてみると、運動機能に係る骨折・転倒や関節疾患を主なものとするものも多い。（注1）

したがって、高齢化が進行する中で、健康な老後を過ごすためには、ロコモ予防の推進は不可欠なものといえる。

こうした中、我が国におけるロコモの該当者は、その予備群も含め、約4,700万人ともいわれ、高血圧や糖尿病、メタボリックシンドロームの有病者等を上回っている。

また、筋肉や骨などに関してけが等で自覚症状のある者を年代別にみると、ロコモ予備群とされる腰痛を訴える者は、30歳代や40歳代、50歳代の若い年齢層においても、それぞれ最も多くなっている。

さらには、若い女性などにみられる極端なやせ指向に伴うダイエットなどによる栄養不足は骨や筋肉量の減少を招き、ロコモにつながるおそれがある。

なお、平成26年の人口動態統計によると、転倒・転落による死亡者数（約7,900人）は、不慮の事故によるものとしては、交通事故によるもの（約5,700人）よりも多くなっているところである。

(注1)

40歳以上の要介護（要支援）者のうち、介護・介助が必要な者に関する調査による。

(2) 我が国の高齢化等の状況及び国・県の取組について

我が国においては、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）が平成27年で26.8%に達し、今後も一層の高齢化が

進行すると予測され、年金や医療・介護費などの社会保障費がますます増大することが予想される。

また、平均寿命と健康寿命（注2）はともに、世界のトップクラスを維持しているが、その差は、男性で約9年、女性で約13年となっている。

こうした状況の下、活力ある社会を実現するためには、生活習慣病の予防や、社会生活を営むために必要な身体機能の維持・向上等によって、国民の健康づくりを推進することが重要であり、また、健康寿命を延ばすことは、個人の生活の質の低下を防ぎ、社会保障費を抑制するためにも重要であることから、国においては、平成24年7月に国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示した「健康日本21（第二次）」を策定し、施策を実施しているところである。

こうした中、高齢化率が全国平均を上回っている本県においては、県民の健康づくりを推進するための総合的な計画である「健康かごしま21」（平成25年3月策定）を基に、県民の「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」に取り組んでおり、その実現に向けた重要目標の一つに「ロコモの発症・重症化予防」を掲げ、施策を展開しているところである。

（注2）

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。

（3） 課題

「健康かごしま21」においては、ロコモという言葉やロコモ予防の重要性について県民の認知度を高めることにより、個々人の運動量の増加など具体的な生活習慣の変化を促すとともに、加齢による膝や腰など運動器の痛みの原因や若い頃からの予防に関する正しい知識の提供に努めているところであり、施策の目標として、平成34年度までに県民のロコモについての認知度を国に準じて80%に向上させることとしている。

しかしながら、平成27年5月の調査によると、全国の44.4%に比べ、本県は35.6%と低くなっていることから、ロコモ予防を推進するためには、普及啓発などについて、より一層の取組が必要である。

2 提言

ロコモ予防の推進について、検討を重ねた結果、次のような取組を行う必要があるとの結論を得たので提言する。

(1) 県民への意識啓発

- ① 健康寿命を延ばし、個人の生活の質を高め、さらに持続的な社会保障制度を維持するためにはロコモ予防は有効であることから、ロコモの認知度向上を図るとともに、「健康かごしま21通信」などの情報紙を活用して、ロコモ予防のための運動や食生活等に関する情報・知識について、より一層の普及啓発を図ること。
- ② ロコモの認知度向上の取組並びにロコモ予防のための運動及び食生活等に関する情報提供に当たっては、関係団体等との連携を図るとともに、多様な広報媒体等により幅広い年齢層への情報発信を強化すること。

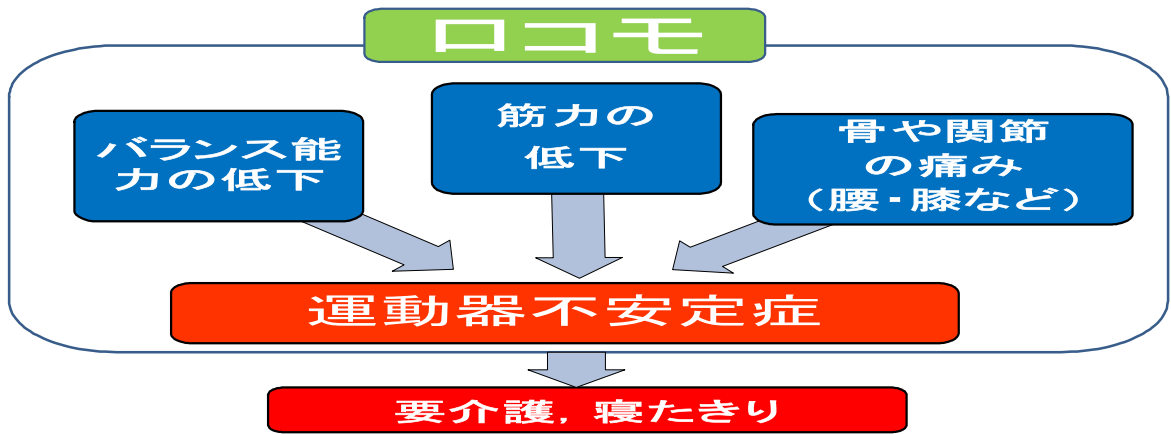
(2) ロコモ予防の推進

- ① ロコモになる要因である「バランス能力の低下」や「筋力の低下」、「骨・関節の疾患」などを解消するため、ロコモ予防運動の取組を図ること。
- ② やせ過ぎ及び肥満は、ロコモに繋がる一因でもあり、これらを改善するための食生活改善の取組を図ること。
- ③ 自らのロコモの状態を認識することは、ロコモ予防の取組へのモチベーションを上げることに繋がることから、健康診断等においてもロコチェックの積極的な普及・促進を図ること。
- ④ ロコモ予防は若い頃からの継続的な取組がより効果的であることから、各年齢層に応じたロコモ予防の取組を推進すること。

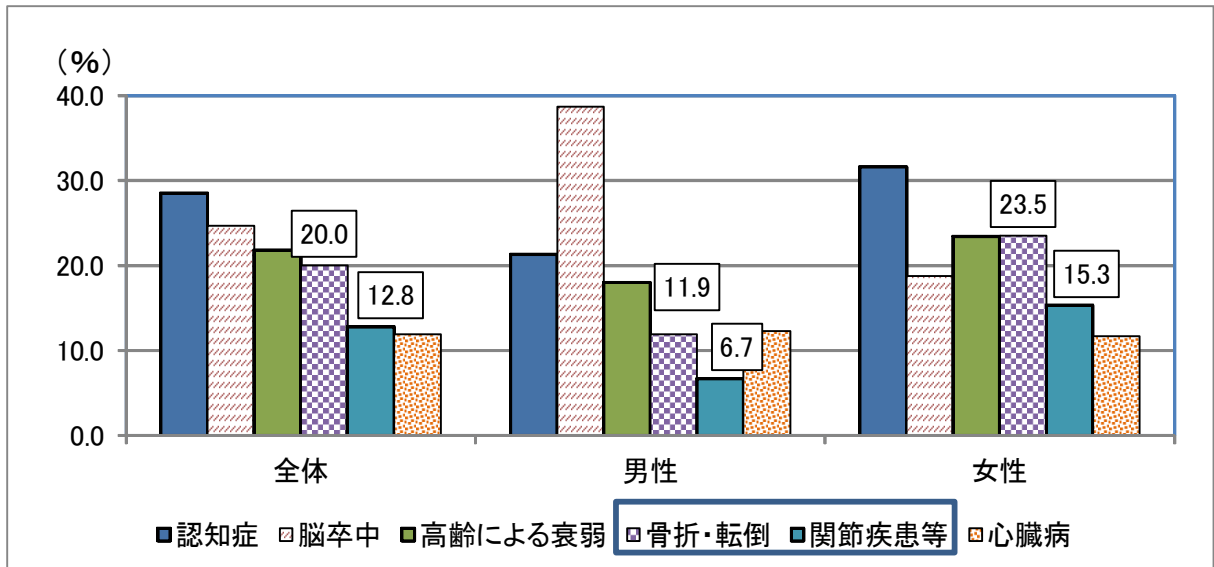
(3) ロコモ予防推進に向けた環境及び態勢の整備

- ① ロコモ予防の取組は住民に身近な市町村の取組が重要であることから、市町村が積極的にロコモ予防の取組を行えるよう必要な施策や人材育成等の支援を行うこと。
- ② 企業・団体等におけるロコモ予防を目的とした職場研修、健康診断時の指導、社員食堂での情報提供など、職場におけるロコモ予防の取組を推進するための環境整備を事業者等との連携により図ること。
- ③ ロコモ予防に関する知見を積極的に活用するため、関係団体、大学、研究機関等との連携及び協力を図ること。

1 ロコモとは

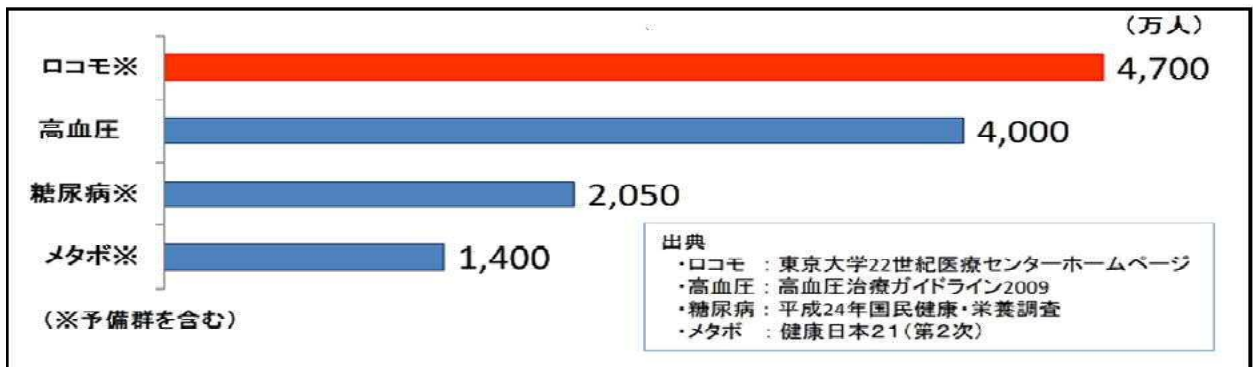


2 介護・介助が必要となった主な理由（複数回答）



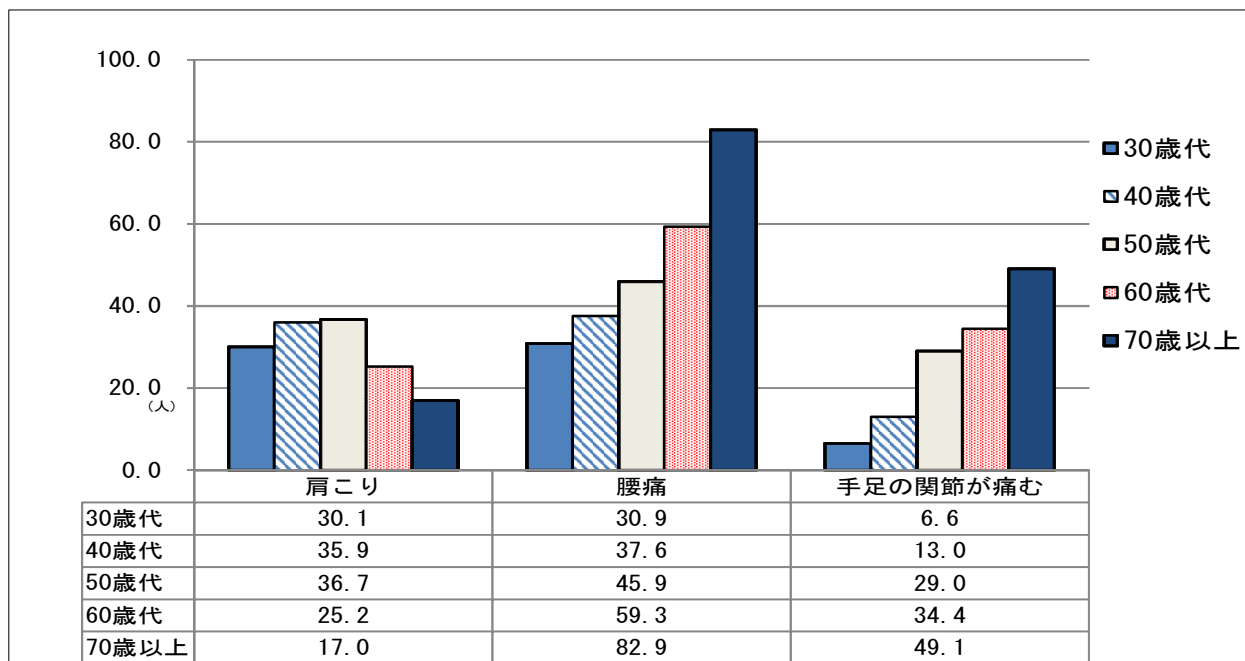
【鹿児島県：平成25年度日常生活圏域ニーズ調査・高齢者実態調査】

3 全国のロコモの推計人数



【ロコモの推計人数：原因疾患である変形性膝関節症，変形性腰痛症，骨粗鬆症のいずれかと診断される者の推定数】

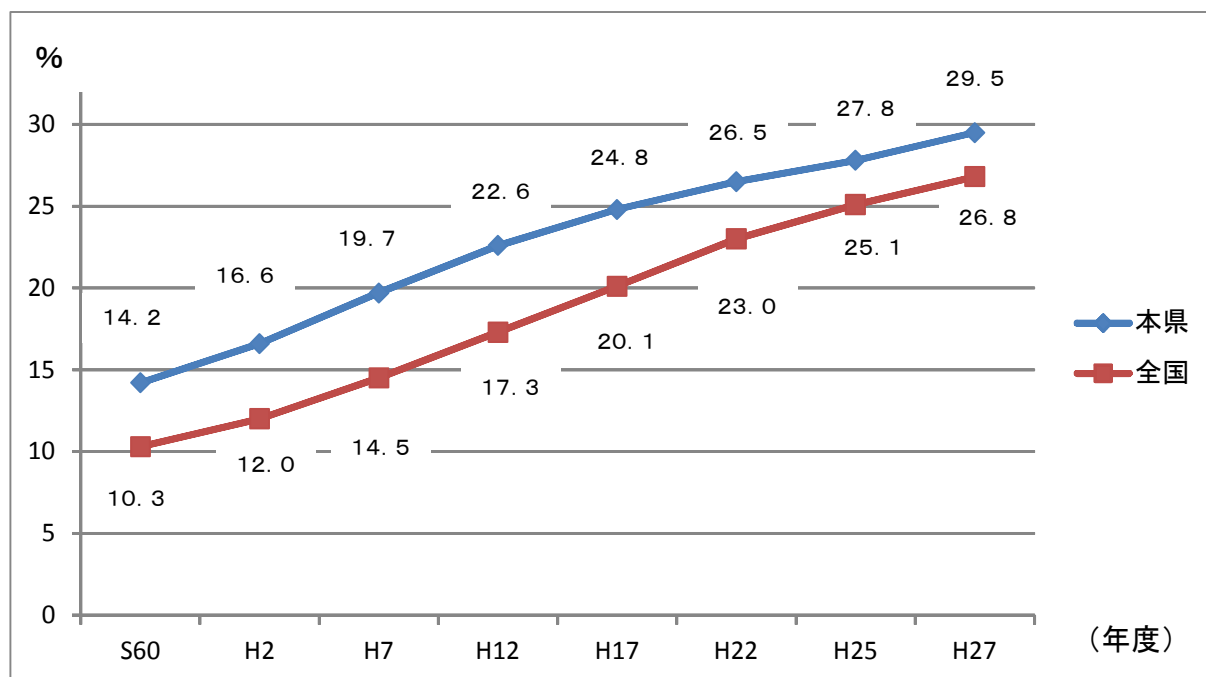
4 年代別の筋骨格系症状の有訴者率（最も気になる症状）



【厚生労働省：平成25年国民生活基礎調査】

有訴者率：人口千人に対する有訴者数(病気やけが等で自覚症状のある者の数)

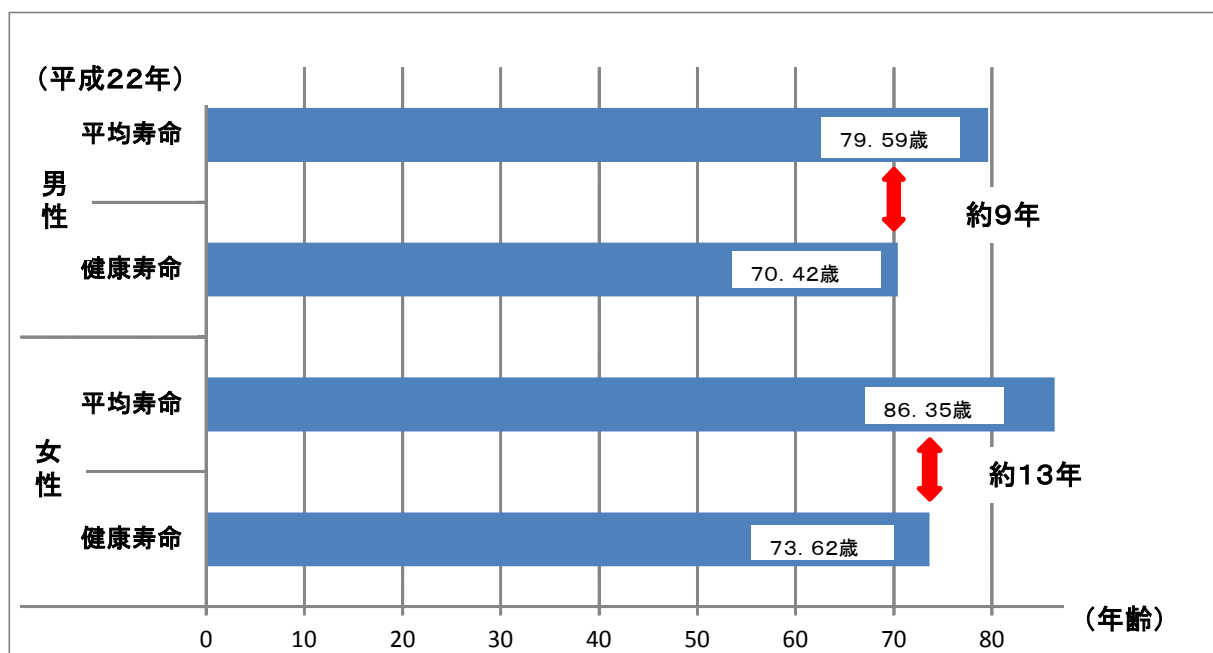
5 高齢化率の推移



【平成22年までは総務省統計局「国勢調査」、平成25年は総務省統計局「人口推計」、

平成27年は国立社会保障・人口問題研究所「日本」の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）】

6 平均寿命と健康寿命の比較



健康寿命：平成24年度厚生労働科学研究補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合事業）による将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班が示した「日常生活に制限のない期間の平均」から算出

7 ロコモを認知している者の割合

	全 国	本 県
ロコモの認知度（目標値）	80.0% （健康日本21）	80.0% （健康かごしま21）
ロコモの認知度（平成27年）	44.4%	35.6%

【ロコモティブシンドローム生活者意識全国調査】

※ メタボリックシンドロームの認知度 92.7%
（「健康日本21」最終評価より）

8 ロコチェック・ロコモ予防運動（ロコトレ）等

こんな症状、思い当たりませんか？～7つのロコチェック～

1つでも当てはまればロコモの可能性が！ 0を目指してロコトレを始めましょう。

- ① 片脚立ちで靴下がはけない
- ② 家の中でつまずいたりすべったりする
- ③ 階段を上るのに手すりが必要である
- ④ 家のやや重い仕事が困難である
(掃除機の使用、布団の上げ下ろしなど)
- ⑤ 2kg程度の買い物をして持ち帰るのが困難である(1リットルの牛乳パック2個程度)
- ⑥ 15分くらい続けて歩くことができない
- ⑦ 横断歩道を青信号で渡りきれない



ロコモを防ぐ運動「ロコトレ（ロコモーショントレーニング）」

ロコトレはたった2つの運動です。毎日続けましょう！

バランス能力をつける
ロコトレ

片脚立ち

左右1分間ずつ
1日3回行いましょう。

転倒しないように、必ずつかまるものがある場所で行いましょう。

床につかない程度に、片脚を上げます。

- ・姿勢をまっすぐにして行うようにしましょう。
- ・支えが必要な人は、十分注意して、机に両手や片手をついて行います。

痛みや気になる症状がある人は、無理をせず、医師に相談してから始めましょう。



下肢筋力をつける
ロコトレ

スクワット

深呼吸をするペースで
5～6回繰り返します。
1日3回行いましょう。



肩幅より少し広めに足を広げて立ちます。つま先は30度くらい開きます。



膝がつま先より前に出ないように、また膝が足の人差し指の方向に向くように注意して、お尻を後ろに引くように身体をしずめます。

- ・スクワットができないときは、イスに腰かけ、机に手をつけて立ち座りの動作を繰り返します。

「ロコモチャレンジ！推進協議会」の許可を得てイラスト等を掲載しています。

バランスのよい食事で、やせ過ぎ、肥満を防ぐことも、ロコモ予防に大切です

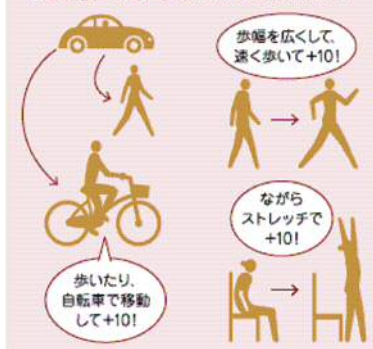
プラス・テンで健康寿命をのばしましょう！

ふだんから元気にからだを動かすことで、糖尿病、心臓病、脳卒中、がん、ロコモ、うつ、認知症などになるリスクを下げることができます。

例えば、今より10分多く、毎日からだを動かしてみませんか。

【厚生労働省「アクティブガイド」】

今より少しでも長く、少しでも元気にからだを動かすことが健康への第一歩です。+10から始めましょう。



目標は、1日合計60分、元気にからだを動かすことです。高齢の方は、1日合計40分が目標です。これらを通じて、体力アップを目指しましょう。



自転車の安全利用に関する条例の制定について

1 条例制定の背景と必要性

自転車は、通学・通勤や買物などの身近な交通手段として、子どもから高齢者までの幅広い年齢層に利用されている。さらに近年は、環境負荷の軽減、交通渋滞の緩和、健康増進等、様々な観点から自転車の意義が再認識されており、今後も、宅配便やコミュニティサイクル、観光の移動手段としての利用増加が見込まれるところである。

一方で、自転車は、道路交通法の規制を受ける「軽車両」であるにもかかわらず、誰でも気軽に利用できることなどから、その交通ルール・マナーの遵守の意識が希薄で、近年では、ブレーキのない自転車での走行や携帯電話等を操作しながらの運転など、交通ルールに違反した行為が増加し、社会問題化している。

また、平成26年に全国で発生した自転車が関係する交通事故は、交通事故全体の19.0%を占め、そのうち自転車対自転車及び自転車対歩行者の交通事故は、5,416件発生し、4名の死者も出ている。本県では、自転車対自転車及び自転車対歩行者の死亡事故は発生していないものの、自転車が関係する交通事故は716件で、交通事故の8.5%を占め、死者4人、負傷者690人となっている。

なお、他県では自転車運転者が加害者として高額な損害賠償責任を負う交通事故も発生している。

このような事態に対処するため、国においては、危険行為を繰り返す悪質自転車運転者への講習の義務付けなどを柱とする道路交通法の改正（平成27年6月1日施行）など、自転車利用の適正化に向けた取組を進めているところであるが、本県において、自転車が関係する交通事故をなくし、自転車を今後も身近な交通手段として利用するためには、自転車が道路交通法の規制を受けることや自転車運転者が加害者となった場合に備えた自転車損害賠償保険加入の必要性などの周知、交通ルール・マナーの遵守に県民が一体と

なって取り組むことが重要である。

そのためには、県民や県、市町村、学校など関係機関、自転車利用者等のそれぞれの責務や役割、基本的な施策などを定めた条例を制定し、自転車の安全利用に関する施策を総合的に展開することが適当である。

2 条例に規定すべき事項

- (1) 安全利用に関する交通ルール・マナーの普及・啓発
- (2) 自転車利用者、保護者、事業者等の責務・役割
- (3) 自転車損害賠償保険等への加入
- (4) 自転車の安全利用に関する人材の育成・活用
- (5) 安全器具（乗車用ヘルメット等）の利用促進
- (6) 自転車利用環境の整備促進 等

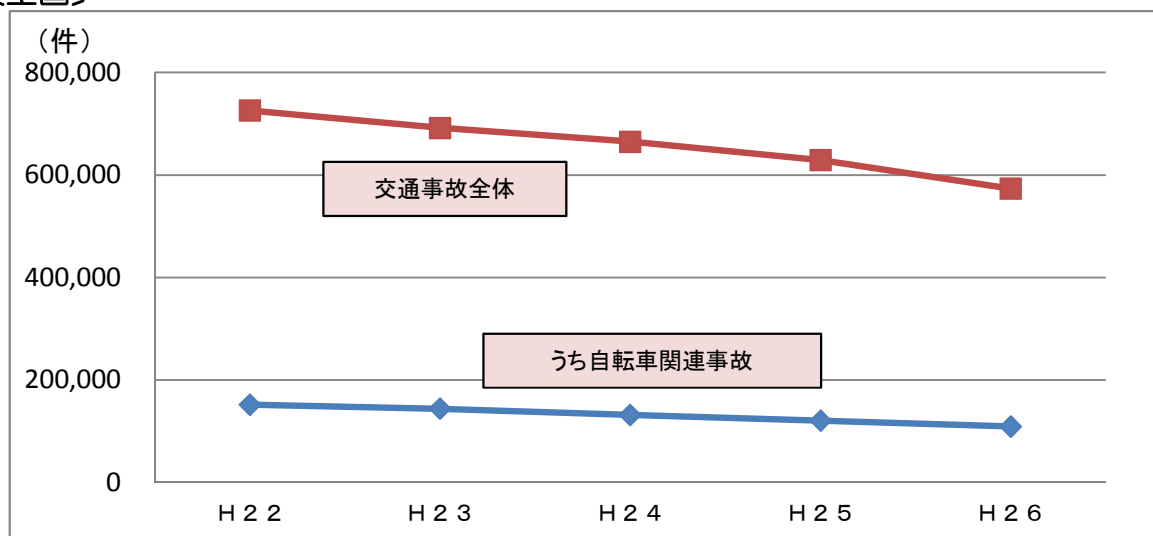
3 条例の構成（案）

- (1) 目的、基本理念
- (2) 県、市町村、県民の責務・役割
- (3) 保護者、家族、学校等の責務・役割
- (4) 自転車利用者や販売・レンタサイクル事業者等の責務
- (5) 自転車損害賠償保険等への加入
- (6) 自転車の安全利用に関する人材の育成・活用
- (7) 安全器具（乗車用ヘルメット等）の利用促進
- (8) 自転車利用環境の整備促進
- (9) 財政上の措置 等

【参考】 自転車事故の現状

1 交通事故の発生件数

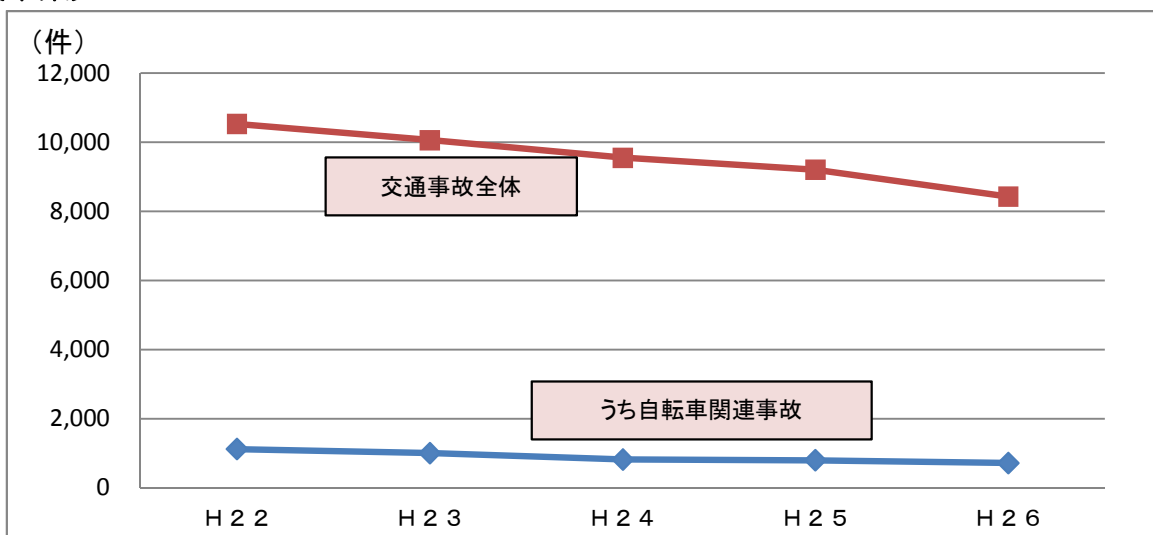
〔全国〕



(単位: 件)

	H22	H23	H24	H25	H26
交通事故全体	725,903	692,056	665,138	629,021	573,842
うち自転車関連事故	151,681	144,058	132,048	121,040	109,269
構成率	20.9%	20.8%	19.9%	19.2%	19.0%

〔本県〕



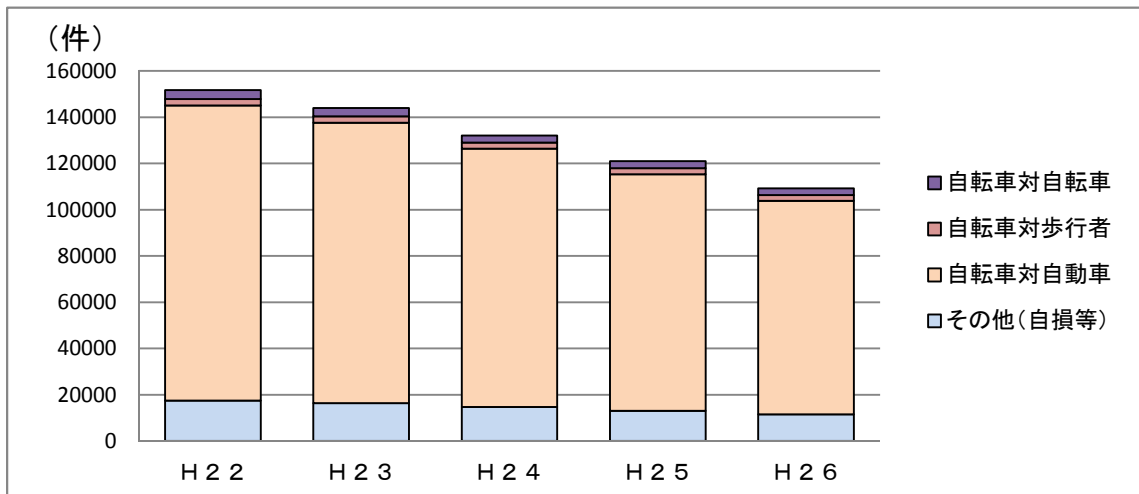
(単位: 件)

	H22	H23	H24	H25	H26
交通事故全体	10,531	10,062	9,553	9,207	8,425
うち自転車関連事故	1,117	1,003	817	793	716
構成率	10.6%	10.0%	8.6%	8.6%	8.5%

2 自転車に関連する事故

(1) 発生件数

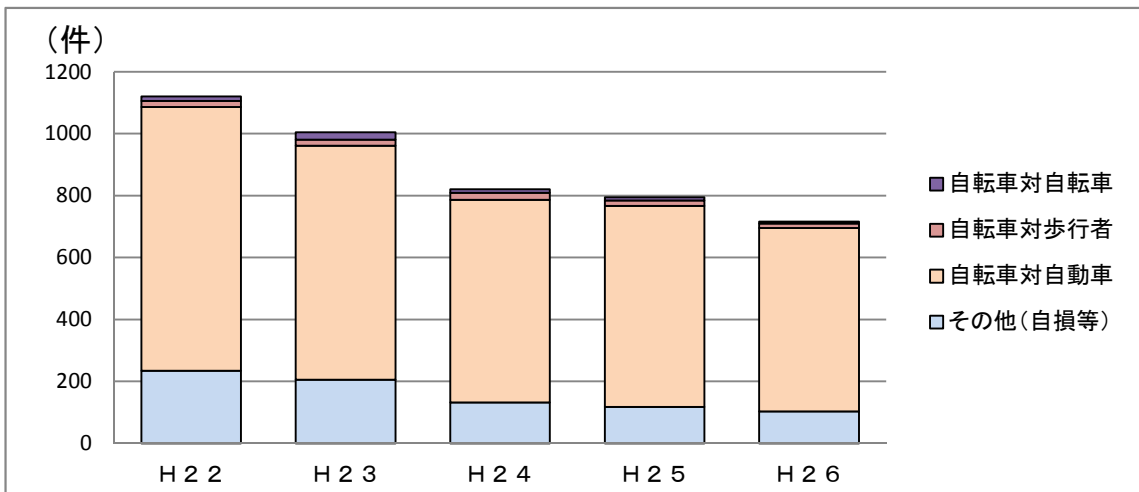
〔全国〕



(単位:件)

	H22	H23	H24	H25	H26
自転車対自転車	3,779	3,616	3,060	3,037	2,865
自転車対歩行者	2,770	2,806	2,625	2,605	2,551
(小計)	(6,549)	(6,422)	(5,685)	(5,642)	(5,416)
自転車対自動車	127,656	121,226	111,585	102,328	92,362
その他(自損等)	17,476	16,410	14,778	13,070	11,491
合計	151,681	144,058	132,048	121,040	109,269

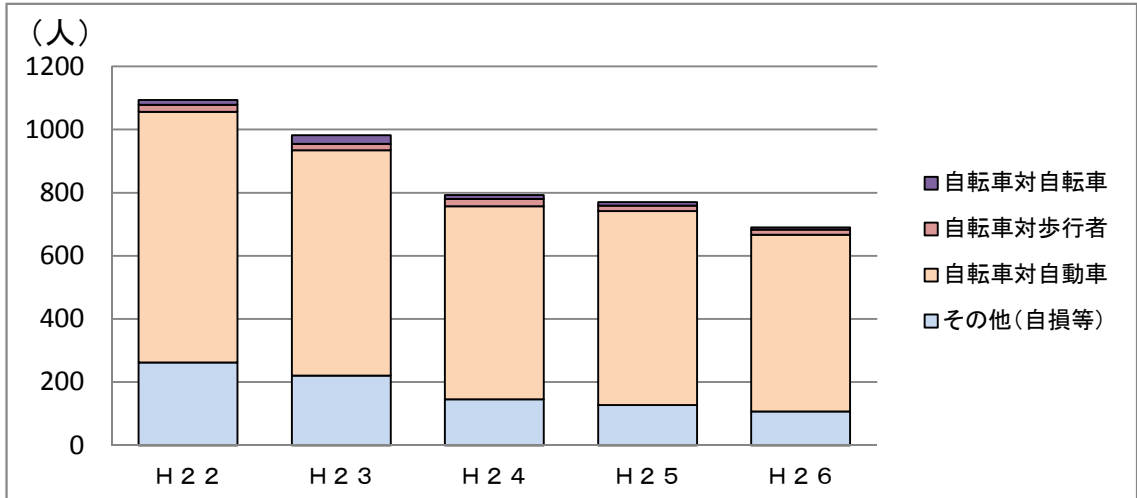
〔本県〕



(単位:件)

	H22	H23	H24	H25	H26
自転車対自転車	14	23	11	11	6
自転車対歩行者	20	20	23	17	15
(小計)	(34)	(43)	(34)	(28)	(21)
自転車対自動車	852	756	654	649	592
その他(自損等)	234	205	132	118	103
合計	1,120	1,004	820	795	716

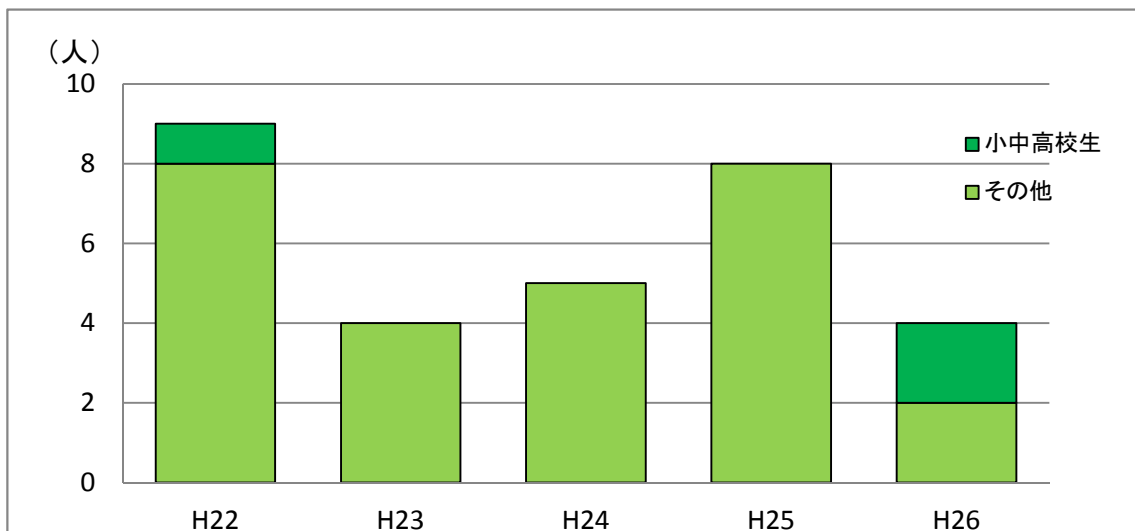
(2) 負傷者数（本県）



(単位:人)

	H22	H23	H24	H25	H26
自転車対自転車	16	27	13	11	7
自転車対歩行者	22	21	23	17	16
(小計)	(38)	(48)	(36)	(28)	(23)
自転車対自動車	794	713	611	615	560
その他(自損等)	262	221	146	127	107
合計	1,094	982	793	770	690

(3) 死者数（本県）



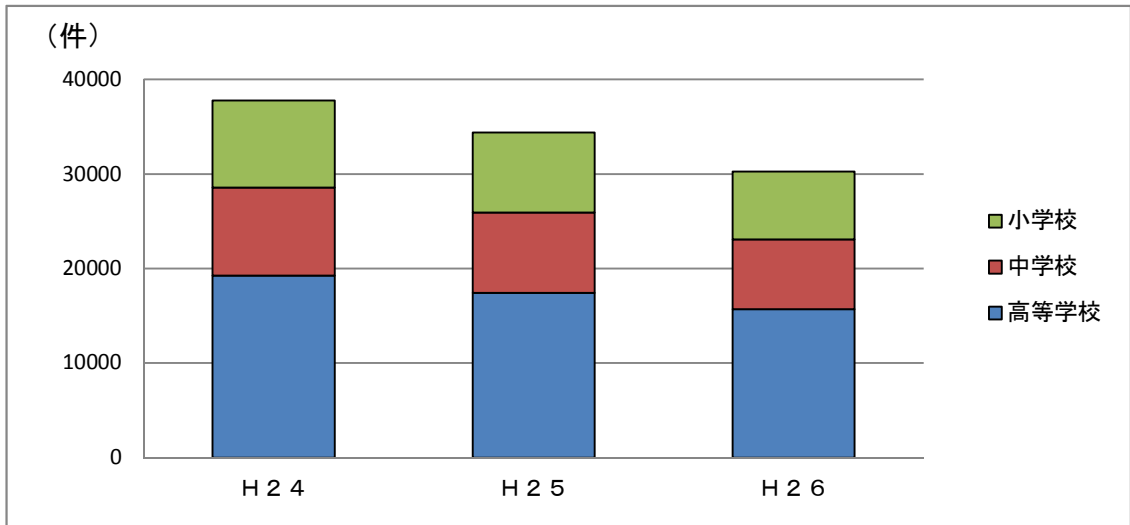
(単位:人)

	H22	H23	H24	H25	H26
小中高校生	1	0	0	0	2
その他	8	4	5	8	2
合計	9	4	5	8	4

3 小中高校生が関係する自転車事故

(1) 発生件数

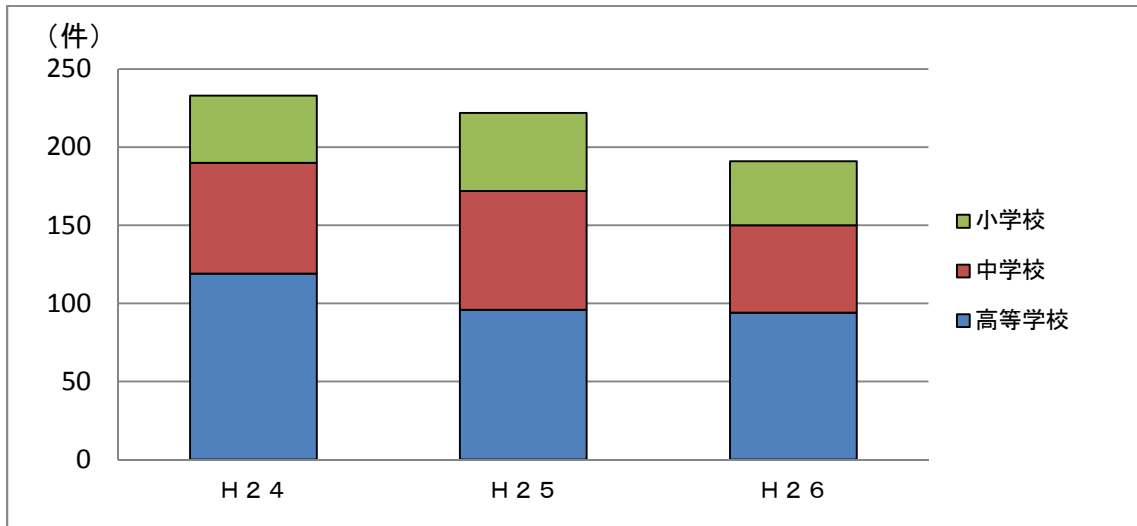
〔全国〕



(単位: 件)

	H24	H25	H26
小学校	9,194	8,465	7,177
中学校	9,324	8,492	7,381
高等学校	19,243	17,425	15,682
合計	37,761	34,382	30,240

〔本県〕

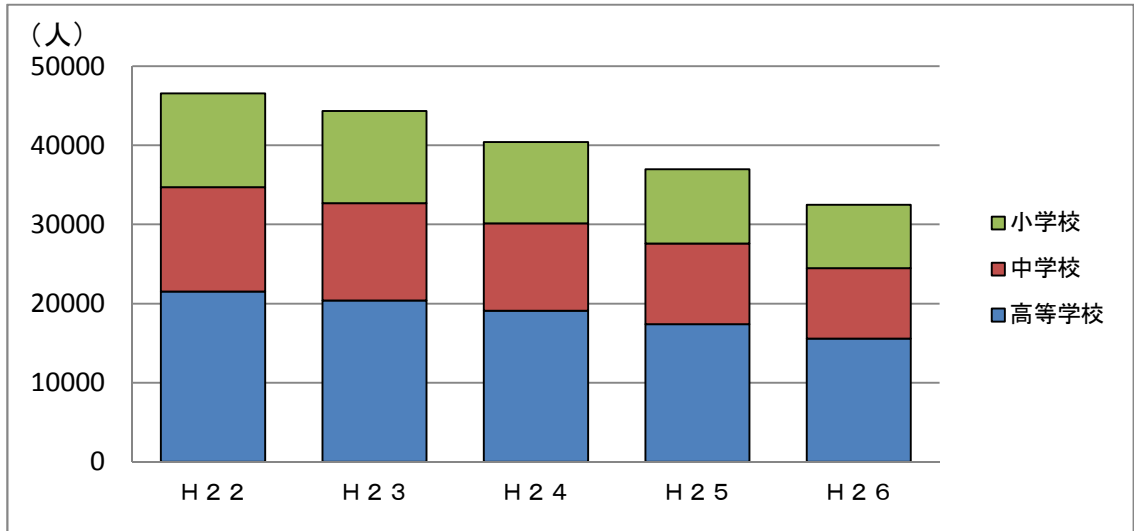


(単位: 件)

	H24	H25	H26
小学校	43	50	41
中学校	71	76	56
高等学校	119	96	94
合計	223	222	191

(2) 負傷者数

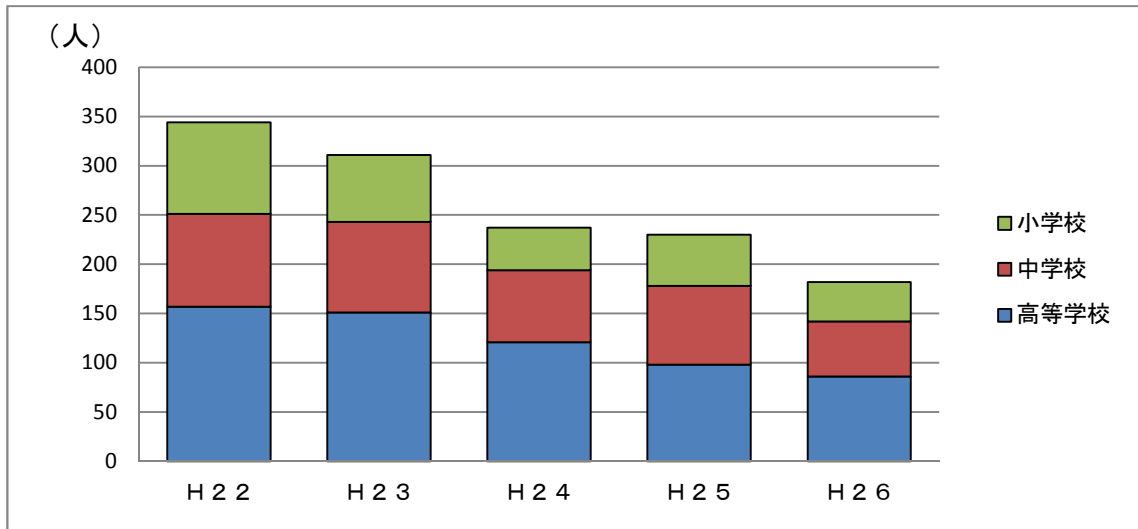
〔全国〕



(単位: 人)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
小学校	11,840	11,654	10,273	9,365	8,031
中学校	13,176	12,287	11,023	10,201	8,864
高等学校	21,528	20,387	19,094	17,397	15,598
合 計	46,544	44,328	40,390	36,963	32,493

〔本県〕



(単位: 人)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
小学校	93	68	43	52	40
中学校	94	92	73	80	56
高等学校	157	151	121	98	86
合 計	344	311	237	230	182

4 自転車加害者となる事故により、高額な損害賠償責任が発生した事例

○事例1

小学生が夕方、マウンテンバイクで坂道を下っていたところ、散歩中の歩行者に気づかず正面衝突。

被害者は、頭を強打し意識不明で4年以上寝たきりの状態。

賠償額 約9,500万円 (神戸地裁, H25.7.4判決)

○事例2

夜間、高校生が無灯火で携帯電話を操作しながら運転中、歩行者に追突。

被害者は、歩行困難になり、職を失った。

賠償額 約5,000万円 (横浜地裁, H17.11.25判決)

5 自転車の安全利用に関する条例の構成（他都府県の状況）

	京都府 (19.10.16)	埼玉県 (23.12.27)	愛媛県 (25.3.26)	東京都 (25.3.29)	兵庫県 (27.3.19)	熊本県 (27.3.20)
県、市町村、市民の責務・役割	○	○	○	○	○	○
保護者、学校等の責務・役割	○	○	○	○	○	○
自転車利用者や事業者等の責務	○	○	○	○	○	○
自転車損害賠償保険等への加入	○	○	○	○	○	○
人材の育成・活用	○	○	—	—	—	—
安全器具の利用促進	○	○	○	○	○	○
利用環境の整備促進	○	○	○	○	○	—
財政上の措置	—	○	○	—	—	—